

## 小松島市新規交流拠点施設等整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、ポストコロナを見据えた地方への回帰の推進を図るため、本市における交流拠点施設等の整備により、交流人口の増加やにぎわいの創出、地域に密着したまちづくりに資するために予算の範囲内で交付する小松島市新規交流拠点施設等整備事業補助金（以下「補助金」という。）について、小松島市補助金等の交付に関する規則（昭和37年小松島市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「交流拠点施設等」とは、補助金を活用し整備することで、市内外及び多世代による交流人口増加等でのにぎわいの創出、地域に密着したまちづくりが見込める施設等をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 交流人口の増加やにぎわいの創出、地域に密着したまちづくりに資するため、自主的・主体的に事業を実施する者
- (2) 市税の滞納その他、市に対する債務の不履行がない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者

### (補助対象経費及び補助率)

第4条 この要綱において補助対象経費及び補助限度額は、別表に定めるところによる。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象事業の実施前に、小松島市新規交流拠点施設等整備事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 小松島市新規交流拠点施設等整備事業計画書(様式第2号)
- (2) 法人事業者(特定非営利法人も含む)にあつては会社概要、会社定款及び登記簿謄本並びに直近1事業年度の財務諸表、新たに事業を始めた場合は、代表者の直近3年間の所得証明書
- (3) 個人事業主にあつては、履歴、事業内容を説明する資料、住民票の写し及び直近1年間の所得証明書
- (4) 当該補助事業に係る施設の位置図及び関係図面等
- (5) 当該補助事業に係る各種経費の見積書の写し
- (6) 当該補助事業に係る整備前の現場写真

(7) 市税の滞納その他市に対する債務の不履行がない証明書。なお、新型コロナウイルスの影響により、猶予を受けている場合は、「猶予許可通知書」等の写しを提出

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、小松島市新規交流拠点施設等整備事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、規定により前項の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(事業の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者が、やむをえない事情等により事業の変更(市長が軽微な変更と認める場合を除く。)又は中止若しくは廃止をしようとするときは、小松島市新規交流拠点施設等整備事業補助金に係る事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による承認申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その結果を小松島市新規交流拠点施設等整備事業補助金に係る事業変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった年度の2月28日のいずれか早い日まで小松島市新規交流拠点施設等整備事業補助金実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 当該補助事業に係る工事写真及び整備後の現場写真

(2) 当該補助事業に係る領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適当と認めるときは、小松島市新規交流拠点施設等整備事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による交付確定通知書を受けた申請者は、小松島市新規交流拠点施設等整備事業補助金請求書(様式第8号)を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の返還)

第11条 補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又は付した条件に違反したとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 事業を遂行する見込みがなくなったとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額	限度額
交流拠点施設開設時に係る建物取得費，建物改修費	令和4年2月28日までに第1条の目的を完了し，交流拠点施設開設時に係る経費に1／2を乗じた額の千円未満の端数を切り捨てた額を補助するものとする。	200万円
<p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1  他の補助金の交付対象となっている経費については除く。</li><li>2  補助対象経費には，消費税は含まないものとする。</li><li>3  建物改修費とは，工事費，施工管理費，建物付属設備等の設置に係る経費，撤去費，及び処分費。</li></ol>		